



クラブ紛争処理手順

1. 処理手順の対象となる紛争

会員であることに関して、クラブ会則及び付則の解釈、違反、適用に関して、クラブからの会員除名に関して、あるいは他の方法で満足の見込みが解決できないその他すべてのライオンズクラブ内の問題に関して、会員又は元会員とクラブ又はクラブ理事会の役員との間で起こる紛争についてはすべて、紛争処理手順に従って解決されるものとする。本条項で別に規定されている場合を除き、本手順で特定されるいかなる期限も、正当な理由があることが明らかになった場合には、地区ガバナー、調停者、あるいは国際理事会（もしくは同理事会の任命する者）が短縮、もしくは延長することができる。本手順の制約を受けるあらゆる紛争の当事者はすべて、本手順により紛争処理が行われている間、行政上又は法律上の処分を求めてはならない。

2. 紛争処理の要請及び手数料

紛争のいかなる当事者も、書面により地区ガバナーに対して紛争処理を要請すること（「抗議申し立て」）ができる。紛争処理を求める要請はすべて、かかる要請の根拠となる事態の発生を当事者が知ったか、もしくは知っているべきであった時点から30日以内に地区ガバナーに対して提出されなければならない。抗議申し立て文書の写しは被申立人にも送られなければならない。本手順に基づいて抗議申し立てを行うに当たっては、各抗議申立人により地区（単一又は準）に支払われるUS\$50.00の手数料、もしくは該当通貨による相当額が、かかる抗議申し立てが行われる時点で地区ガバナー宛に納められなければならない。本手順に基づく抗議申し立てに対し、上記の額を超える手数料を請求するかどうかについては、各地区（単一又は準）において決定することができる。上記の額を超える手数料のいかなるものも、本手順に基づく抗議申し立てに係わる一切の手数料の請求に先立ち、地区キャビネットの過半数の票決により承認されなければならない。かかる手数料は、US\$250.00もしくは該当通貨による相当額を超えてはならず、かつ地区（単一又は準）宛てに支払われなければならない。返金手順が地区キャビネットに承認された場合を除いては、手数料の全額が事務手数料として地区（単一又は準）に留保され、その他の当事者には返還されないものとする。本紛争処理手順に関連して発生する費用は、地区（単一又は準）の既存の方針において本紛争処理手順に関連して発生する費用がすべて紛争当事者間で均等に支払

わなければならないと定められている場合を除き、すべて地区（単一又は準）の負担となる。

3. 申し立てへの返答

申し立ての通知を受けてから10日以内に、被申立人は申し立てられた抗議に対し地区ガバナーに書面にて返答を行うことができる。返答文書の写しは抗議申立人にも送られなければならない。

4. 守秘義務

ひとたび正式に抗議申し立てが行われたら、抗議申立人、被申立人、地区ガバナー、調停者の間のやり取りの内容は最大限可能な限り極秘扱いとされなければならない。

5. 調停者の選任

紛争処理要請受領日から15日以内に、地区ガバナーは、紛争を審理する中立な立場の調停者を1人任命する。調停者を務めるのは、紛争に関係しているクラブ以外の、紛争が生じている地区（単一又は準）内のグッドスタンディング・クラブに現在所属するグッドスタンディングの会員であると共に、紛争中の問題に関して公平であり、かつ紛争のいかなる当事者に対しても中立である元地区ガバナーとする。地区ガバナーは、任命された調停者の氏名を当事者に文書で通知しなければならない。万一、任命された調停者に対していずれかの当事者が不服である場合には、不服を唱える当事者は、かかる調停者を不服とするすべての理由を明記した文書を、地区ガバナーによる調停者任命の通知を受けてから10日以内に地区ガバナー・チーム（地区ガバナー、第一副地区ガバナー、及び第二副地区ガバナー）に提出しなければならない。不服を唱える文書が提出されなければ、調停者は全当事者にとって納得のいく者であると思なされる。任命された調停者が公平性や中立性に欠けることが、当事者からの不服を唱える文書によって十分に立証されていると地区ガバナー・チームが多数決によりその自己の裁量で判断した場合には、地区ガバナー・チームは、紛争に関係しているクラブ以外の、紛争が生じている地区（単一又は準）内、あるいは隣接地区のグッドスタンディング・クラブに所属するグッドスタンディングの現会員であると共に、紛争中の問題に関して公平であり、かつ紛争のいかなる当事者に対しても中立である別の調停者を多数決によって任命しなければならない。そうでない場合、地区ガバナー・チームは多数決により、不服の主張を退け当初の調停者の任命を確定する旨を記した文書を、全当事者に対し出さなければならない。地区ガバナー・チームの決定と任命は、当事者から不服を唱える文書を受けてから15日以内に確定しなければならない。任命された時点で調停者は本手順に従って紛争を処理または裁決するために適切かつ必要なすべての権限を有するものとする。本5項において規定さ

れている期限は、地区ガバナー又は地区ガバナー・チームが短縮もしくは延長することはできない。

紛争処理要請受領日から15日以内に地区ガバナーが紛争を審理する調停者を任命しなかった場合には、法務部が、紛争を審理する調停者を1人任命する。調停者を務めるのは、紛争に関係しているクラブ以外の、紛争が生じている地区（単一又は準）内のグッドスタンディング・クラブに現在所属するグッドスタンディングの会員であると共に、紛争中の問題に関して公平であり、かつ紛争のいかなる当事者に対しても中立である元地区ガバナーとする。法務部は、任命された調停者の氏名を当事者に文書で通知しなければならない。万一、任命された調停者に対していずれかの当事者が不服である場合には、不服を唱える当事者は、かかる調停者を不服とするすべての理由を明記した文書を、法務部による調停者任命の通知を受けてから10日以内に法務部に提出しなければならない。不服を唱える文書が提出されなければ、調停者は全当事者にとって納得のいく者であると見なされる。任命された調停者が公平性や中立性に欠けることが、不服を唱える当事者の文書によって十分に立証されていると法務部がその裁量で判断した場合には、法務部は上記の選任手続きに従って別の調停者を任命しなければならない。そうでない場合、法務部は、不服の主張を退け、法務部が当初選任した調停者の任命を確定する旨を記した文書を、全当事者に対し出さなければならない。法務部の決定と任命は、当事者から不服を唱える文書を受けてから15日以内に確定しなければならない。任命された時点で調停者は本手順に従って紛争を処理または裁決するために適切かつ必要なすべての権限を有するものとする。

6. 調停会議及び調停者による裁定

調停者は任命された後、紛争調停を目的とする当事者間の会議開催を手配する。当該会議は調停者が任命されてから30日以内に開かれなければならない。調停者の目的は、速やかかつ円満に紛争を解決することにある。そのような調停努力が成功しなかった場合には、調停者がその紛争に対して裁定を行う権限を持つ。調停者は当事者間の最初の会議が開催された日から30日以内に書面によって裁定を行わなければならない。かかる裁定を最終的なものとして、当事者全員がこれに拘束される。裁定内容を記載した文書の写しは、当事者全員および地区ガバナーのほか、要請に応じてライオンズクラブ国際協会の法務部に提供されなければならない。調停者による裁定は、国際、複合地区、地区の会則及び付則で定められたすべての適用条項ならびに国際理事会の方針に合致していなければならない。国際理事会の権限に従うものとし、国際理事会またはその被任命者の独自の裁量により国際理事会による更なる審理の対象となる場合がある。

調停者による最終的かつ拘束力を有する裁定に従わないことはライオンとしてふさわしくない行為であり、会員籍の喪失および/またはクラブのチャーター取消しとなることがある。